

(事業系一般廃棄物等の保管場所)

第 28 条 規則で定める事業者は、その建物又は敷地内に再生利用の対象となる物及び事業系一般廃棄物の保管場所を設置しなければならない。この場合において、事業者は、当該保管場所について、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に届け出なければならない。

- 2 前項に定める保管場所は、規則で定める基準に適合するものでなければならない。